

宍道湖東部浄化センター脱硫剤交換及び収集運搬業務 委託仕様書

島根県宍道湖流域下水道事務所

1. 目的

宍道湖東部浄化センターの消化タンクに付設する脱硫塔内の脱硫剤交換を行い、脱硫能力を回復させるとともに、廃棄脱硫剤を適正に収集運搬する。

2. 業務内容

- ① 脱硫塔から使用済み脱硫剤（7,000kg）の抜き取り
- ② 抜き取った使用済み脱硫剤の運搬
- ③ 結露・偏流対策充填物の抜き取り
- ④ ガス流入管の流入口に閉塞が無いか確認し、閉塞が見られた場合は適切に除去を行うこと。
- ⑤ 抜き取った結露・偏流対策充填物の再充填、新しい脱硫剤の充填

3. 注意事項

- ① 使用済み脱硫剤の取り出しに当たっては、発熱を抑えるため、水を十分に散水し吸水させること。
脱硫剤取り出しの際、塔内壁等を傷つけた場合補修すること。
- ② 脱硫塔内に入る場合は、塔内に有毒ガス充満及び酸欠のおそれのないことを確認すること。また、作業中も常に注意すること。
- ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。
- ④ 取り出した脱硫剤は、燃えやすいもののそばに放置しないこと。また、発熱に注意して定期的に乾燥具合を確認し、状況に応じて散水すること。
- ⑤ 新しい脱硫剤は水に濡れると脱硫能力が低下するので、充填作業は降雨日には行わないこと。
- ⑥ 充填は脱硫剤の粉化を避けるため、60cm以上の高さから落下させないこと。
- ⑦ 充填時に作業員が塔内に入る場合には、脱硫剤の上に板を敷き、その上で作業を行う等、脱硫剤の損傷を最小限にすること。
- ⑧ 箱の中の粉（脱硫剤の輸送中に発生したもの）は脱硫塔に入れないこと。
- ⑨ 取り出した脱硫剤の運搬は、十分に水を含ませた後に行うこと。
- ⑩ 脱硫塔は内部塗装が傷むので高圧洗浄をしないこと。
- ⑪ 処分先は、（財）島根県環境管理センター「クリーンパークいづも」（出雲市宇那手町882番地）とする。

4. 各種仕様

脱硫剤

リモニック相当品

充填密度：0.75～0.85kg/L、乾燥減量：5.0～15.0%、粉化率：4.0%以下
強度（DRY）：6.0kg以上、静的硫化水素吸着能力：300mg/g以上

結露・偏流対策充填物（撤去・再充填）

塩化ビニル管（VU、VP）を100～150mmに切断したもの
樹脂製ネット（脱硫剤との境界部）、底部に4.0 m³程度

5. 委託期間

契約日の翌日 から 令和6年12月13日まで

6. 委託数量等

宍道湖東部浄化センターNo.3 脱硫塔 容量 14.0 m³
脱硫剤交換数量 7,000 kg

7. 交換予定時期

令和6年11月上旬～12月上旬 想定

8. その他

- ① 業務の日程は、事前に島根県宍道湖流域下水道事務所の担当者と協議し決定すること。
- ② 業務に用いる各種機器及び消耗品等は、受託者の負担とする。
- ③ 業務に当たっては、上記事項に留意するとともに機器による事故等のないように注意すること。
- ④ 業務に必要な光熱水は、使用してよい。
- ⑤ マニフェストは発注者より交付する。
- ⑥ 施工計画書を提出すること。
- ⑦ 本仕様書に記載のない事項について、必要が生じた場合は双方協議して決定する。